

Smile(住まいる) 住宅安心ネット 会員規則

Smile(住まいる)住宅安心ネット(以下、「住宅安心ネット」という。)は、住宅安心ネットの提供する住宅の「点検」、「メンテナンス(保守・管理)」、「住宅履歴情報の蓄積・管理」等のサービス(以下、「本サービス」という。)に関し、本サービスの利用者(以下、「会員」という。)に対し、次の通り会員規則を定めます。

第1条 規則の範囲および変更

1. 本規則は本サービスの利用に関し、住宅安心ネットおよび会員に適用します。なお、第5条に規定する会員契約成立後は、会員は本規則を誠実に遵守する義務が発生します。
2. 住宅安心ネットは、会員の承諾を得ることなく本規則を変更でき、会員は住宅安心ネットからの通知をもって、これを承諾するものとします。

第2条 通知および同意

1. 住宅安心ネットから会員への通知は、本規則に別段に定める場合を除き、郵便、またはその他住宅安心ネットが適当と認める方法により行われるものとします。
2. 住宅安心ネットは前項の方法により会員に通知を行った場合、通知日より30日の経過をもって、同通知の内容について会員の同意を得たものとみなします。ただし、会員より通知内容について、通知日より30日以内の書面をもって異議の申し出があった場合は、この限りでないものとします。

第3条 入会申込

本サービスへの入会を希望する者(以下、「入会希望者」という。)は、本規則を承諾したうえで、住宅安心ネットの所定の手続きに従って入会を申し込むものとします。

第4条 入会の手続き

入会希望者が入会申し込みを行う場合は、第15条に定める入会金、年会費を納入するものとします。

第5条 会員契約の成立および解除

1. 入会希望者が第3条に規定する入会の申し込みを行い、住宅安心ネットがこれを承諾し、かつ住宅安心ネットが行う所定の手続き完了の日付をもって、会員契約が成立したものとします。
2. 入会希望者は会員契約成立日を含め8日以内は書面により入会申し込みを撤回、または会員契約を解除することができるものとします。なお、この場合入会申し込み時に納入した入会金、年会費については速やかにその全額の返還を受けることができます。

第6条 会員の資格

会員の資格は、会員契約が成立したときから一年間とします。

第7条 登録内容の変更

会員は入会申し込みにおいて届け出た内容に変更があった場合は、速やかにその内容を住宅安心ネットに届け出るものとします。

第8条 会員資格の継続(更新)

会員の資格は会員が退会を申し出ない限り自動継続となります。ただし、この場合も会員は所定の年会費を住宅安心ネットに納入し、かつ所定の定期検査を受ける必要があります。

第9条 退会手続

会員が退会しようとするときは、所定の「退会届」を住宅安心ネットに提出する必要があります。

第10条 会員資格の喪失

次の場合は会員資格を喪失します。

退会届を提出した場合

所定の期限内に年会費を納入しない場合

資格継続（更新）の際の定期検査を受けなかった場合

第11条 住宅登録証の発行

住宅安心ネットは会員に会員証（以下、「住宅登録証」という。）を発行します。

第12条 対象住宅

本サービスの対象となる会員の住宅（以下、「登録住宅」と称します。）は原則として次に示す戸建の専用住宅とします。ただし住宅以外であっても、これに係わる付属建物、施設は同等の取り扱いとします。

木 造（軸組み工法、枠組み壁工法）

プレハブ造（木質系、鉄骨系のハウスカー系住宅）

非木造（鉄骨系、コンクリート系、その他）

第13条 会員の権利

会員は次の諸サービスを住宅安心ネットより受けることができます。

登録住宅の住宅履歴書作成および管理

登録住宅の定期点検および一般点検、ならびにその点検に伴う住宅履歴書の更新 1

登録住宅の緊急修繕対応 2

登録住宅の耐震診断およびリフォーム（修繕、改修、模様替え、増改築）などの相談 3

登録住宅の災害時修復修繕優先手配 4

1 点検は有償となります。

2 修繕手配であり、修繕に伴う費用は有償となります。

3 耐震診断は有償となります。

4 災害の規模および被災状況により手配できない場合もあります。

第14条 点検の種類

住宅安心ネットが行う点検の種類は、次の通りとします。

定期点検：年1回定期的に行う住宅安心ネットが定める所定の点検

一般点検：会員の要望により行う非定期的な点検

第15条 費用

住宅安心ネットの所定の費用は、次の通りとし、これ以外の費用は住宅安心ネットがその都度発行する見積もり書および請求書に基づく実費とします。

入 会 金 ￥ 2,000 -

年 会 費 ￥ 3,000 -

定期検査費用

イ：住宅規模：100㎡未満 ￥15,000 -

ロ：住宅規模：100㎡以上 200㎡未満 ￥18,000 -

ハ：住宅規模：200㎡以上 ￥21,000 -

一般点検費用（基本料） ￥ 6,000 -

現地調査経費とし、点検費は点検部位による実費となります

第16条 管理と所有権

1. 会員は住宅安心ネットが発行する住宅登録証の管理責任を負うものとします。
2. 登録住宅の住宅履歴書は Smile 住宅安心ネットワーク本部（特定非営利活動法人 愛ホームサークル、以下「住宅安心ネットワーク本部」という。）が定める「住宅履歴情報の蓄積・活用に関する業務約款」による管理とします。
3. 前項の住宅履歴書以外についての本サービスを構成するすべてのものは住宅安心ネット、もしくは当該関連会社等に帰属するものとします。

第17条 使用制限

会員は権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供される情報について会員個人の私的利用の範囲外の使用、および第三者に公開することができないものとします。

第18条 個人情報の保護

住宅安心ネットは本サービスを提供する目的の範囲で、会員の個人情報および登録住宅の情報を住宅安心ネットワーク本部が定める「個人情報安全管理基準」により適切に取り扱うものとします。

第19条 禁止事項

会員は住宅安心ネットに無断で登録住宅の住宅履歴書に係わるリフォーム（修繕、改修、模様替え、増改築）はできないものとします。

第20条 免責事項

住宅安心ネットは、本サービスの内容および会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。

第21条 管轄裁判所

1. 本サービスに関連して、会員と住宅安心ネットとの間で紛争が生じた場合には、当該当事者が誠意を持って協議し解決するものとします。
2. 協議をしても解決しない場合は、住宅安心ネット所在地の裁判所を管轄裁判所とします。

第22条 その他

その他この規則に定めのない事項については、必要に応じて追記します。

附 則 この規則は、平成 20 年 3 月 3 日から運用します。

平成 22 年 4 月 1 日 一部改定